

# 被災地派遣レポート〈第53回〉

主税局世田谷都税事務所徴収課 井上 彩さん

## 【はじめに】

私は、平成23年8月1日から平成24年3月31日までの8か月間、地方自治法に基づき仙台市に派遣されました。8月1日から11月30日まで仙台市健康福祉局仮設住宅調整室に配属され、仮設住宅調整室の業務が落ち着いてきた12月からは仙台市震災復興本部震災復興室に配属になり、3月31日まで勤務しました。

## 【健康福祉局仮設住宅調整室での業務概要】

仮設住宅調整室では、仮設住宅の入居に係る全ての業務を行っておりました。

仙台市で提供している仮設住宅は、プレハブ仮設住宅689戸、公務員住宅等509戸です。その他に民間賃貸住宅を宮城県で借り上げる借り上げ民間賃貸住宅があります。

まず、入居資格があるかを確認し、受付をします。プレハブ・公務員住宅については入居先を決定し、鍵の引渡しを行います。また、借り上げ民間賃貸住宅については借り上げ決定し、三者（県、入居者、貸主）契約書を仲介業者に送付します。仲介業者から返送された後、内容を精査し、県に提出します。そして、県知事公印を押印後、仲介業者に返送するという流れです。また、プレハブ・公務員住宅・民間賃貸住宅の入居者に発送する家電・日用品の手配も行います。

以上が入居に係る主な業務です。その他に日々の電話相談・窓口相談がありました。

## 【感じたこと】

私は、8月と9月には仲介業者からなかなか提出されない契約書の督促を担当し、10月と11月には鍵の引渡し、書類審査、窓口受付を担当しました。仙台市で受け付けた民間賃貸住宅の件数は約9000件に上ります。契約書を提出していただいても不備があったり、県での処理が滞ったりとスムーズには進まず、その間入居者に家賃を負担してもらうということが12月くらいまで続き、被災者のために何もできないという気持ちでいっぱいでした。

また、民間賃貸住宅の受付を7月末で締め切ったため、民間賃貸住宅を希望した多くの被災者がプレハブ仮設住宅への入居を余儀なくされ、電話等でお断りしなくてはいけないということが続き、とても心が痛みました。

## 【仮設住宅調整室での業務の中で見えてきた課題】

仮設住宅の業務に携わって見えてきた課題がいくつかありました。私が感じた課題について列記します。

① 内部での情報の共有が不足していたように思う。例えば、現場では、短期派遣の職員が日々入れ替わっており、被災者に提供する情報はきちんとしていなければならないところ、的確な引継等がなされていないと、被災者に対して異なる対応をしかねない状況があった

また、電話対応についても、臨時職員や他部署の職員からの応援に頼らざるを得なかったことから、問合わせ内容によっては担当の市職員に逐一確認しなければならず、結果として市民を電話口でお待たせしてしまうことも度々あった。

- ② 入居の条件がそろっておらず、受付に来られなかったという被災者が多かったように思う。  
入居の条件は全壊又は半壊・大規模半壊で取り壊すという世帯だった。そのことを証明するための罹災証明の発行が遅れたこともあり、民間賃貸住宅の受付期間内に申し込むことができなかった被災者がいた。
- ③ 被災者に対する情報の伝達が不十分であったように思う。上記②のとおり罹災証明の提出を求めていたが、実際には罹災証明の発行が遅れることを考慮し、罹災証明申請書での受付（罹災証明後日提出）もしたが、そのことを知らない被災者が多くいた。
- ④ 借り上げ民間賃貸住宅に係る宮城県の家賃支払いが遅れていたように思う。宮城県で抱える借り上げ民間賃貸住宅入居者は2万件を超えていた。そのため、なかなか処理が進まず、家賃を入居者や貸主に負担してもらおうという事態が生じた。中には、貸主が県から家賃が入ってこないからと入居者に退去を要求するケースも見られた。

#### 【震災復興本部震災復興室での業務内容】

震災復興室は、総務・調整班、計画班、生活再建支援班の3つの班に分かれています。私はその中の生活再建支援班に配属になりました。生活再建支援班の業務は多岐にわたっていました。主な業務としては、被災者支援システムの構築、支援物資の配送準備、復興定期便の発送、データの整理、世帯状況調査などでした。

私が携わった業務は支援物資の配送準備やデータの整理、相談会開催の準備などでした。支援物資の配送準備は、支援団体から提供があった物資の配布対象者や配布方法を支援団体と調整して行いました。データの整理は、福島原発避難者の支援につなげるために福島県から提供された仙台市への避難世帯のデータを使いやすく加工したり、適宜データを更新したりしました。相談会開催の準備は、被災者向けに専門家（弁護士、ファイナンシャルプランナー等）による個別相談会を開催するに当たっての士業協会との調整、会場設営等を行いました。

#### 【感じたこと】

支援物資の配送事務で布団やガスコンロ、照明器具等様々なものを被災者に配布してきました。しかし、個数が限定されているものが多く、お断りしないといけない場面が多々ありました。被災者の痛烈な思いを聞き、何とかしたいと思いながらも何もできなくて、とても心苦しかったです。

また、在宅被災者についての明確なデータが存在しないため、支援物資を配布できなかった場合もあり、電話で「在宅被災者には何も支援がないのか」と言われると返す言葉もありませんでした。

#### 【震災復興室での業務の中で見えてきた課題】

震災復興室の業務に携わって見えてきた課題がいくつかありました。私が感じた課題について列記します。

- ① 仙台市には5つの行政区がある。NPOなど多くの団体から各々の区役所に支援の話が来るのだが、それぞれで対応が異なっていたと言わざるを得ない。共通の認識を示した文書をあらかじめ区役所に提示していれば、そのようなことにはならなかったと思う。
- ② プレハブ仮設入居の際、地域の特性を考慮せず個人個人の希望のみで入居させたことにより、

さまざまな地域から人が集まる仮設住宅になってしまった。そのためコミュニティの形成が困難になっている。また、民間賃貸住宅については市内に点在していることと2年で退去すると言う人が多く、地区の町内会に入ろうとしない人が多い。

- ③ 仮設住宅入居者で既に自立することができる人、全く自立の見通しが立っていない人が混在している。
- ④ 23年11月まで、被災者に対する情報の発信は仙台市のホームページや「市政だより」に限られていた。被災しているため、ホームページを見ることのできない被災者の情報源は実質的に「市政だより」だけだったが、部数も限られていることからなかなか情報を得ることができない状態だった。11月からは復興定期便という各種支援の情報を希望する全世帯に送ることになったが、もっと情報発信の場を広げる余地があったと感じた。

#### 【終わりに】

8月から3月までの8か月間仙台市で働いて、自分は何のために被災地に来たのだろうという気持ちにさせられました。被災者の方に少しでも生きていく力を持ってもらえたらと思い仕事をしてきましたが、できないことの方が多く、自分の無力さを感じました。被災者の方に「未曾有の事態なんだから、法令や規則、今までの前例にとらわれて仕事をしていたらだめなんだ。」と言われた時は、本当にその通りだと思いました。これからも現地の方々はずらい生活をすると思えます。何かしらの形で今後も被災地のお手伝いをしていきたいと心から思いました。